

防火基準適合状況確認表

防火対象物	名称					
	所在地					
防火安全技術者	氏名		修了証番号		交付日	年 月 日

項目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	消 防 関 係 法 令			
							法・条例	消令等	消則・条則	告示等
防火管理者の選任	防火管理者を選任しなければならない防火対象物か。				()		法8 条例55の3	消令1の2	消則1の2	
統括防火管理者の選任	統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物か。				()		法8の2	消令3の3		
防火対象物の点検及び報告	防火対象物の点検及び報告を行わなければならない防火対象物か。				()		法8の2の2	消令4の2の2	消則4の2の2 消則4の2の3	
避難上必要な施設等の管理	避難上必要な施設等の管理を行わなければならない防火対象物か。				()		法8の2の4	消令4の2の3		
防災対象物品の防災性能	防災対象物品を使用しなければならない防火対象物か。				()		法8の3	消令4の3	消則4の3	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出を行わなければならないか。				()		法9の3	危令1の10		
指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準	指定数量未満の危険物等を貯蔵・取扱いする防火対象物か。				()		法2 法9の4	危令1の11 危令1の12		
	少量危険物貯蔵取扱所等の設置の届出を行わなければならないか。				()		条例58		条則14	
危険物の貯蔵・取扱いの制限等	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについて許可を受けなければならない施設があるか。				()		法2 法10	危令1の11 危令2 危令3		
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	消火器具を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。				()		条例36 条例37 (消令10に限る。) 条例47	消令10 消令31 消令32	消則8 消則32の2 消則33	
	屋内消火栓設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。				()		条例38 (消令11に限る。) 条例47	消令11 消令31 消令32	消則12 八 消則32の2 消則33	

項目	調査事項	該	適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条例	告示等
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	スプリンクラー設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例 39 (消令 12 に限る。) 条例 47	消令 12 二 01 消令 31 消令 32	消則 13 消則 13 の 4 消則 13 の 5 本文 本文 消則 14 十二 消則 32 の 2 消則 33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	水噴霧消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例40 条例47	消令13 消令31 消令32		操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	泡消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例40 条例47	消令13 消令31 消令32	消則18 十五 消則31の8 消則32の2 消則33	
	不活性ガス消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例40 条例47	消令13 消令31 消令32	消則19 二十三 消則31の8 消則32の2 消則 33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	ハロゲン化物消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例40 条例 47	消令13 消令31 消令 32	消則20 十七 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	粉末消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例40 条例47	消令13 消令31 消令32	消則21 十九 消則31の8 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	屋外消火栓設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()			消令19 消令31 消令32	消則22十一 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	動力消防ポンプ設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例 40 の 2 (消令 20 に限る。) 条例47	消令20 消令31 消令32	消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	自動火災報知設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。			()		条例41 (消令 21 に限る。) 条例47	消令21 消令31 消令32	消則23 消則24九 消則33	

別記様式第6号(その3)

項目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	ガス漏れ火災警報設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。				()			消令21の2 消令31 消令32	消則24の2の2 消則24の2の3 十 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	漏電火災警報器を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。				()			消令22 消令31 消令32		操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	消防機関へ通報する火災報知設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()		消令23 消令31 消令32	消則25 消則33	
	非常警報器具又は非常警報設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()	条例43の2 (消令24に限る。) 条例47	消令24 消令31 消令32	消則25の2 六 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	避難器具を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()	条例44 条例47	消令25 消令31 消令32	消則5の2 消則26 準則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	誘導灯又は誘導標識を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()	条例45 条例47	消令26 消令31 消令32	消則28の2 消則28の3 十二 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	消防用水を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない建築物か。					()		消令27 消令31 消令32	消則33	
	排煙設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()	条例45の2 条例47	消令28 消令31 消令32	消則29 消則30十 消則33 条則11の2	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	連結散水設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()		消令28の2 消令31 消令32	消則30の2の2 消則30の3五 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
連結送水管を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。					()	条例46 条例47	消令29 消令31 消令32	消則31九 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2	

別記様式第6号(その4)

項目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	非常コンセント設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物か。				()		条例46の2 条例47	消令29の2 消令31 消令32	消則31の2十 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	無線通信補助設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物か。				()		条例46の3 条例47	消令29の3 消令31 消令32	消則31の2の2九 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されているか。				()			消令29の4 消令32	防火安全性能 省令1 防火安全性能 省令2	
	設備等技術基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて用いることができる総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が設置されているか。				()		法17			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査等	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、検査を受けなければならないか。				()		法17の3の2	消令35		施行規程6の2
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出を行わなければならないか。				()		条例58の2			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行わなければならないか。				()		条例58の3			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・報告を行わなければならない防火対象物か。				()		法17の3の3	消令36		施行規程6の3
工事整備対象設備等の工事着手の届出	工事整備対象設備等の工事着手の届出を行わなければならないか。				()		法17条の14			
指定消防水利	標識を掲示しなければならない指定消防水利があるか。				()		法21			
火の使用に関する制限等	喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでならない防火対象物か。				()		条例23		条則8	施行規程7

別記様式第6号(その5)

項目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
がん具用煙火	がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所があるか。				()		条例26			
化学実験等	化学実験等を行う場所があるか。				()		条例27			
溶接作業等	溶接作業等を行う場所があるか。				()		条例28			
避難の管理等	劇場の客席が基準に適合しているか。				()		条例48 条例49 条例51の2 条例55			
	キャバレー等及び飲食店の客席が基準に適合しているか。				()		条例50 条例51の2 条例55			
	ディスコ等が基準に適合しているか。				()		条例50の2 条例55			
	地下駅舎が基準に適合しているか。				()		条例50の3		条則11の2の2 条則11の2の4本文 条則11の2の5	
	個室型店舗が基準に適合しているか。				()		条例50の2の2			
	百貨店等、地下街又は展示部分の避難通路等が基準に適合しているか。				()		条例51 条例55			施行規程8の2
	ホテル又は宿泊所に避難経路図が掲出されているか。				()		条例52 条例55		条則11の2の6	
	劇場等の収容人員の適正化に努めているか。				()		条例53 条例55			
	避難に必要な時間を算定しているか。				()		条例51の2 条例53の3 条例55			
	避難施設、防火設備等を有効に管理しているか。				()		条例53の2 条例54 条例55 条例55の2		条則11の3	施行規程8の3

別記様式第6号(その6)

項目	調査事項	該	適 不適		措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
			適	不適						
消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理	消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等を防災センターにおいて集中して管理しなければならない防火対象物か。				()		条例55の2の2		条則11の3の2	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する計画を届け出なければならない防火対象物か。				()		条例55の2の2			
	防災センターにおいて、防災センター技術講習等を修了し、かつ、自衛消防技術認定証を有する者に、監視、操作等の業務に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行わせなければならない防火対象物か。					()		条例55の2の3		条則11の3の3
自衛消防の組織	自衛消防活動中核要員を置かなければならない防火対象物か。				()		条例55の5			
住宅用火災警報器の設置等	住宅用火災警報器を設置しなければならない防火対象物か。				()		条例55の5の4		条則11の7	
	住宅用火災警報器の設置の届出を行わなければならないか。				()		条例61の3			
核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出	核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出を行わなければならないか。				()		条例59			施行規程10

指導事項等	
-------	--

凡例

法	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
消令	消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号)
消則	消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)
危令	危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号)
防火安全性能省令	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成 16 年総務省令第 92 号)
開放階段告示	消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号八及び第 6 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件 (平成 14 年 11 月消防庁告示第 7 号)
操作盤設置告示	総合操作盤の設置方法を定める件 (平成 16 年 5 月消防庁告示第 8 号)
パッケージ型消火設備基準	パッケージ型消火設備の設置及び推持に関する技術上の基準を定める件 (平成 16 年 5 月消防庁告示第 12 号)
パッケージ型自動消火設備基準 ..	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成 16 年 5 月消防庁告示第 13 号)
条例	火災予防条例 (昭和 37 年東京都条例第 65 号)
条則	火災予防条例施行規則 (昭和 37 年東京都規則第 100 号)
施行規程	火災予防施行規程 (昭和 37 年 7 月東京消防庁告示第 17 号)
設備等技術基準	消防法第 17 条第 1 項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準 (第 17 条の 2 の 5 第 1 項前段又は第 17 条の 3 第 1 項前段に規定する場合には、それぞれ第 17 条の 2 の 5 第 1 項後段又は第 17 条の 3 第 1 項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。)

条文引用は次の例のとおり表示する。

条例第 3 条	条例 3
条則第 2 条第 1 項第 8 号	条則 2 八
危令第 3 条第 1 項及び第 2 項	危令 3
消則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号	消則 4 の 2 三